

株主各位

第124期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)



株式会社 オリジン

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

2. 会社の現況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループの取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため、オリジングループ行動憲章を定め、当社グループ全体に周知徹底させる。

ロ. 当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、担当取締役または同執行役員を置き、「コンプライアンス基本規程」を定め、定期的にコンプライアンス方針・実行計画を策定し、それを実施する。

ハ. 当社グループの取締役・執行役員および使用人に対し、研修、マニュアル作成・配布を行うことにより、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

ニ. 当社は、「公益通報規程」を定め、組織的または個人的な法令違反行為等の通報を広く受け付ける窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る。

会社は、通報したことを理由として通報者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する。

ヘ. 当社は、監査等委員会を設置し、取締役は監査の補助スタッフの充実、その独立性の確保および内部監査室・各業務運営組織との連携の促進など監査等委員会監査の実効性の確保に留意する。

ト. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役・執行役員の選解任および取締役（監査等委員である取締役を除く）・執行役員の報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 重要な意思決定および報告に関しては、議事録や稟議書等の文書の作成、保存および廃棄に関する基本的管理事項を「文書取扱規程」に定め、対応する。

ロ. 情報管理については、「情報管理規程」の他、法令・社内規程に基づき、基本方針を定め、対応する。

ハ. 取締役は、「文書取扱規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、リスク管理全体を統括する「リスクマネジメント委員会」を設置し、担当取締役または同執行役員を置き、「リスクマネジメント基本規程」を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
- ロ. 各事業部門および子会社は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。また各事業部門長および子会社取締役は、定期的もしくは取締役会の要請に応じて、リスク管理の状況を当社取締役会に報告する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、定例の取締役会を毎月2回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
また、業務の運営については、経営計画を立案し、全社的な目標を設定する。各事業部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- ロ. 当社は、代表取締役社長・担当取締役・執行役員および各事業部門長を中心とした経営会議を毎月2回開催し、各部門および子会社の業務執行に関し、報告、課題の提起、協議または調整を行う。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. オリジングループ行動憲章に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスを統制・推進する体制をとる。また、当社に子会社管理の担当部署を置き、子会社の自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行う。
- ロ. 監査等委員会および内部監査室は、海外を含めた当社グループの定期的な監査を実施し、監査結果を取締役会・担当部署に報告する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保および内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制委員会」を設置し、担当取締役または同執行役員を置き、「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、整備、運用、評価および継続的な見直しを行う。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の配置の必要性が生じた場合、または監査等委員会からの求めがあるときは、速やかに監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くような体制を整備し、その業務内容については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が協議決定する。

- ロ. 人事等については、監査等委員会の事前同意を得るものとする。

⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制およびこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社および当社グループの取締役・執行役員・監査役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは、直ちに監査等委員会に報告する

ロ. 前号に従い、監査等委員会への報告を行った当社および当社グループの取締役・執行役員・監査役および使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項監査

等委員からその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い、または債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払う。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、役員会や経営会議、各委員会などの会議に出席するとともに、稟議書や重要な文書を閲覧し、必要に応じてその説明を求めることとする。

ロ. 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見の交換、情報の聴取等を行うなど連携を図る。

ハ. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効率的な監査の遂行を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制に係る組織がモニタリングし、改善を進めております。また、内部統制に係る組織は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

② コンプライアンス

コンプライアンスに係る教育は定期的実施しており、当社および子会社ならびにその全役職員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。

また、当社は公益通報の窓口を設置しており、社内のみならず、取引先などの外部からの通報も受付け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理

当社および子会社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、および万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、当社のリスクに関する組織としてリスクマネジメント委員会（当事業年度は5回開催）を設置し、危機管理に必要な体制を整備しております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

グループ各社への取締役の派遣・株主権の行使、内部監査室によるグループ各社への内部監査の実施、グループ各社管理部門の設置等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めています。

また、当社およびグループ各社における取締役会の十分な監視・監督機能の発揮のため、社外取締役を選任したことにより、当社およびグループ各社のガバナンス強化に努めております。

⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会は、取締役会、経営会議およびその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備・運用状況を確認しております。

また、会計監査人、内部監査室との内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(3) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等が為された場合においても、一概に否定するものではなく、当該買付等に応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとしては不適切であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

イ. 当社経営理念

当社は、創業以来、時代の求める技術を独自に開発し「カスタム製品の開発」と「製品の多様化」を事業指針として事業領域の拡大を図ってまいりました。当社は現在、経営理念として、人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し、

- ・世界中から情報が集まり人が集まる「開かれた企業」となろう
 - ・オンリーワン技術を磨く「独自性ある企業」となろう
 - ・チャンスを与え失敗を乗り越え、任せることの出来る「自己実現の場である企業」となろう
- 新たな価値を創造し、社会に貢献する企業となろう
を掲げ、コア技術の更なる強化、新技術、新市場へのチャレンジで価値創造・向上に努めて
おります。

ロ. 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは、2022年4月より新たな5ヶ年中期経営計画（Change & Growth 2026）をスタートさせています。その内容は以下のとおりであります。

①基本的考え方

急激に変化する事業環境の中において、現事業の足許を固めつつも、新市場開拓や新規事業創出等による事業構造の転換に向けた取り組みが不可欠と認識します。

事業面だけでなく、人事制度、企業カルチャー等の定性的な項目を含めた『変革』に取り組み、新たな『成長』のエンジンを創出し、中長期的な企業価値向上を図ります。中期的な視点で『変革』を推進し、『成長』の果実を収穫していくため、計画期間を5ヶ年としました。

②中計ビジョン

『ニッチ・トップ』を目指して

ニッチ・トップとは小さくても成長が期待できる市場において、技術の優位性により圧倒的な市場シェアを誇ることを示します。変化する市場ニーズを先取りして各事業分野のコア・テクノロジーを進化させ、お客様にとっての戦略的なパートナーとなることを目指します。

③中計テーマ

『変革』と『成長』

事業面・体制面において6つの変革に取り組んでまいります。

I. 事業を変える

- ・新市場開拓、新規事業創出等、成長戦略への重点的取り組み
- ・資本コストを意識した経営の徹底により戦略分野への資源集中

II. 技術を変える

- ・スタートアップ連携などオープン・イノベーションの加速
- ・カーボンニュートラルに向けた技術開発の強化

III. 営業を変える

- ・新市場開拓に向けた営業体制の整備等

IV. カルチャーを変える

- ・成長戦略を支える人事制度改革、運用の高度化
- ・従業員意識調査に基づいた施策展開

V. コスト構造を変える

- ・DX推進等によるコスト構造の改革、戦略的IT投資
- ・成長分野への積極投資

VI. コミュニケーションを変える

- ・情報開示の充実、株主との積極対話
- ・役職員間等社内コミュニケーションの強化

ハ. サステナビリティ経営への取り組み

当社グループは、サステナビリティに関わる取り組みの意思決定機関として、取締役会の監督のもと、代表取締役社長を最高推進責任者とし、業務執行取締役及び事業部門の責任者である執行役員等によって構成されるサステナビリティ委員会を設置しています。関連する方針の決定や、マテリアリティの取り組み状況の進捗管理、各種施策の審議等の役割を担っております。

また、経営理念、当社グループ行動憲章を基本的な考え方として、「気候変動など地球環境問

題への配慮]、「人権の尊重、従業員の健康・働く環境への配慮や公正・適切な処遇」、「お取引先と公正・適正な取引」に取り組むことを謳ったサステナビリティ方針を策定しております。製品・サービスの提供を通じて社会的課題を解決することで、持続的な社会づくりに貢献し、企業価値向上に努めていくことが責務と認識しています。「社会課題の解決と当社グループの持続的成長（新技術、新事業へのチャレンジによる価値創造）」、「ガバナンス強化（リスクマネジメント、コンプライアンス）」、「人権啓発の推進と人材育成」、「製品の安全と品質」、「環境保全（気候変動問題への対処、CO2排出量削減）」の5つのマテリアリティを抽出し、PDCAサイクルを回すことで取り組みを推進しております。

特に気候変動については、当社グループは、2021年に「2050年のカーボンニュートラルへの貢献に向けて、2030年に自社分（国内事業所）のCO2排出量を50%削減（2015年基準）するとともに、サプライチェーン全体でのCO2排出量削減に取り組みます。また、社会全体のCO2排出量削減に向け、メカニカルな機構で機能する機構部品への代替提案も進めていきます。」との目標を定め、全社を挙げてCO2排出量削減に取り組んでおります。

サプライチェーン全体のCO2排出量については、Scope3のCO2排出量算定を行い、影響度の大きなカテゴリの削減に向け、製品使用時、加工時にCO2排出量の少ない新技術・新製品開発に継続的に取り組むとともに、調達パートナーに対してもCO2排出量削減への協力を要請してまいります。

二. コーポレート・ガバナンス（企業統治）強化等による企業価値向上への取り組み

当社は、「公正かつ健全で透明性の高い企業経営を目指す」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とし、変化の激しい市場において長期的に企業業績の成長を図り企業価値の最大化を追求するため、市場競争力の強化向上を目指しながら事業を迅速に運営し、グローバルに展開できる効率的なグループ体制の確立と公正かつ健全で透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

当社は、これらの取り組みとともに、コンプライアンスをはじめ内部統制の強化、地球環境への配慮を進める一方、事業におけるリスクの極小化や品質向上の徹底、海外市場の開拓や成長が見込まれる分野への経営資源の傾斜配分など、当社グループ全体の構造転換も一層進めることにより、さらに株主の皆様を始め顧客、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期に亘る企業価値ひいては株主共同の利益の確保および安定的な向上に注力してまいります。

当社は、取締役会の監査・監督機能のより一層の強化とガバナンスの更なる充実を図り、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、2016年6月開催の第115期定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社取締役会は、監査等委員でない取締役5名（うち社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の計8名で構成されております。なお、社外取締役3名は、いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

また、社内取締役2名と社外取締役3名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、取締役会の透明性を確保しております。

その他、サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、健康経営推進委員会を設置し、充実したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、当初2008年6月27日開催の当社第107期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。当社では、その後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、かかる対応策につき、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりましたところ、直近では、2023年6月29日開催の当社第122期定時株主総会において、その継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）につぎご承認いただいております。

イ. 本プランの目的

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、2023年6月29日開催の当社第122期定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただき、対応策の内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。

ロ. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

ハ. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置いたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動（後記ホの株主意思確認総会を開催するか否かについての判断も含

みます。)について決定することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

二. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間および後記ホにより株主総会を開催する場合には株主による検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

ホ. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、当社取締役会は、対応措置を講じることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、いわゆる東京高裁四類型または強圧的二段階買収に該当し、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対応措置を発動することがあります。また、いわゆる東京高裁四類型または強圧的二段階買収には該当しないものの、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動の是非について、株主意思確認総会を招集し、株主意思確認総会の結果に従い、対抗措置の発動または不発動を決定します。

ハ. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、2023年6月29日の当社第122期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しており、その有効期限は2026年6月30日までに開催予定の当社第125期定時株主総会終結の時までとしております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も

踏まえたものとなっております。

□. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

ハ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、2023年6月29日開催の当社第122期定時株主総会において、本プランの継続に関する株主の皆様のご意思を確認させていただいており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

さらに、本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場合を、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および株主意思確認総会において発動の決議がされた場合に限り、例外的に取締役会の判断をもって発動できる場合をいわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収に限定しており、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意思が可及的に反映される設計としております。

二. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

ホ. デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を1年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9社
- ・連結子会社の名称 北海道オリジン株式会社
埼玉オリジン株式会社
東邦化研工業株式会社
株式会社オリジン商事
上海欧利生東邦塗料有限公司
欧利生塗料（天津）有限公司
欧利生東邦塗料（東莞）有限公司
オリジン・イーソン・ペイント株式会社
欧利晶精密機械（上海）有限公司

2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 6社
- ・主要な非連結子会社の名称 オリジン・コリア株式会社
オリジン・ドラケミ・インドネシア株式会社
欧利生（香港）有限公司 他3社

- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社はありません。
- ・持分法を適用した関連会社の数 1社
- ・持分法を適用した関連会社の名称 萬座塗料株式会社

2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な非連結子会社及び関連会社の名称
(主要な非連結子会社) オリジン・コリア株式会社
オリジン・ドラケミ・インドネシア株式会社
欧利生（香港）有限公司 他3社

- (関連会社) 北富士オリジン株式会社

- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海欧利生東邦塗料有限公司、欧利生塗料（天津）有限公司、欧利生東邦塗料（東莞）有限公司、オリジン・イーソン・ペイント株式会社及び欧利晶精密机械（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ……………時価法

ハ. 棚卸資産

a. 個別原価計算に係る製品・仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b. 総合原価計算に係る製品・仕掛品は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

c. 原材料及び貯蔵品は主として先入先出法又は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）…当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、2000年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3) 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸 倒 引 当 金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞 与 引 当 金…当社、国内連結子会社及び一部の在外連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。
- ハ. 役 員 賞 与 引 当 金…一部の連結子会社は、役員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ニ. 製 品 補 償 引 当 金…当社は、製品補償に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績を基準にした見積額及び個別案件に対する見積額を計上しております。
- ホ. 環 境 対 策 引 当 金…当社は、土壌汚染対策などの環境対策に伴う費用の支出に備えるため、今後発生が見込まれる金額を計上しております。
- ヘ. 役員株式給付引当金…役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、エレクトロニクス事業においては電源機器を、メカトロニクス事業においてはシステム機器を、ケミトロニクス事業においては合成樹脂塗料を、コンポーネント事業においては精密機構部品を、その他事業においてはパワー半導体を製造及び販売しております。

これら各事業から生じる収益は、主に顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約において約束された対価から値引き・返品額等を控除した金額で算定しております。

また、各事業の製品の販売については、通常は製品の引渡時点において顧客へ当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断しておりますが、国内販売においては出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合については、出荷時に収益を認識しております。

エレクトロニクス事業及びメカトロニクス事業における据付工事、試運転等の役務を伴う一部の製品の販売については、検収を受けた時点において顧客へ当該製品に対する支配が移転して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、顧客への製品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する各事業の取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は発生年度で全額費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

有形固定資産及び無形固定資産の減損

1) 当連結会計年度計上額

・有形固定資産	10,759百万円
・無形固定資産	404百万円

2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、事業用資産については経営管理上の事業区分を基準として資産のグルーピングを行っております。ただし、将来の使用が見込まれない遊休資産や処分予定資産については個々の資産を一つの単位としてグルーピングを行っております。

資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているか、あるいは継続してマイナスとなる見込みであること等、減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、帳簿価額と比較することにより、減損損失の認識の要否を判定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。

割引前将来キャッシュ・フローの総額は、事業計画等を基礎にし、算出時点で入手可能な情報も考慮して見積もりを行います。

減損の兆候、減損の認識及び測定にあたり慎重に検討をしておりますが、事業計画や市場環境の変化により、見積もった額の前提となる条件や仮定に変更が生じ、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

Ⅲ. 会計上の見積りの変更に関する注記

環境対策引当金

当社グループは、間々田工場(栃木県小山市)の敷地内で検出された特定有害物質による汚染の拡散防止のため、対策費用の見積額を前連結会計年度において環境対策引当金に計上しておりました。

当連結会計年度において、施工方法の変更等の見直しを実施し、対策費用の再見積りを行った結果、従来の見積額との差額244百万円を環境対策引当金戻入益として特別利益に計上しております。これにより当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は244百万円増加しております。

Ⅳ. 追加情報

株式給付信託（BBT）

当社は、2017年6月29日開催の第116期定時株主総会の決議に基づき、2017年8月28日より、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は25百万円、株式数は15,400株であります。

Ⅴ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

1) 担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	280百万円
機械装置及び運搬具	43百万円
土 地	263百万円
そ の 他	0百万円
計	586百万円

2) 担保に係る債務

短期借入金 287百万円

長期借入金（1年内含む） 551百万円

ただし、上記有形固定資産に設定した担保は根抵当権であり、その極度額は工場財団560百万円であります。

なお、上記の他に、現金及び預金30百万円を当座貸越契約の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,907百万円

（減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。）

3. 電子記録債権譲渡高 47百万円

Ⅵ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,699,986株

2. 剰余金の配当に関する事項

1) 配当金支払額

イ. 2024年6月27日開催の第123期定時株主総会決議による普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額 84百万円

・1株当たり配当額 15円00銭

・基準日 2024年3月31日

・効力発生日 2024年6月28日

（注）「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金231千円が含まれております。

ロ. 2024年11月12日開催の取締役会決議による普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額 108百万円

・1株当たり配当額 20円00銭

・基準日 2024年9月30日

・効力発生日 2024年12月6日

（注）「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金308千円が含まれております。

2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月27日開催の第124期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額 106百万円

・1株当たり配当額 20円00銭

・基準日 2025年3月31日

・効力発生日 2025年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（注）「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金308千円が含まれております。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用し、必要に応じて短期的な運転資金や設備資金などを銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引は、将来の為替相場及び金利相場の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従ってリスク管理を行い、定期的な信用状況の把握によりリスクの低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが6ヵ月以内の支払期日となっております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、取引相手先には高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形、買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（＊）	時 価 （＊）	差 額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	6,400	6,400	－
(2) 長期借入金（1年内含む）	(1,840)	(1,830)	△9

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	1,310

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	6,400	－	－	6,400

2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金		1,830		1,830

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利による長期借入金は元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

なお、変動金利による長期借入金は短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

VIII. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において保有する土地を賃貸しております。不動産は旧本社工場跡地であり、借地借家法第22条に基づく一般定期借地権方式により賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	決算日における時価
1,815百万円	6,391百万円

（注）当連結会計年度末の時価は、路線価を基礎として合理的に調整した金額により評価しております。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、エレクトロニクス事業、メカトロニクス事業、ケミトロニクス事業、コンポーネント事業及びその他として半導体デバイス事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、製品の販売又は保守サービスであります。地域別の収益は、顧客の所在地に基づき分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上高との関連は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計
	エレクトロニクス事業	メカトロニクス事業	ケミトロニクス事業	コンポーネント事業	その他(注)	計	
日本	7,418	518	4,816	3,391	1,640	17,785	17,785
中国	66	532	2,961	3,453	27	7,041	7,041
その他	19	133	2,299	1,469	54	3,976	3,976
顧客との契約から生じる収益	7,504	1,184	10,077	8,314	1,722	28,803	28,803
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	7,504	1,184	10,077	8,314	1,722	28,803	28,803

(注) その他は、半導体デバイス事業であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等」「4. 会計方針に関する事項」の「4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
受取手形	491
電子記録債権	3,342
売掛金	6,440
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形	151
電子記録債権	2,515
売掛金	7,112
契約資産(期首残高)	74
契約資産(期末残高)	71
契約負債(期首残高)	381
契約負債(期末残高)	72

契約負債は、連結貸借対照表のうち流動負債の「その他」に含まれております。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は381百万円であります。また、契約負債の減少は、主に前受金の減少により生じたものであります。

2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引はありません。そのため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 4,465円22銭
- 1株当たり当期純損失 15円50銭

(注) 株式給付信託 (BBT) にかかる信託口が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2) デリバティブ……………時価法

3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 個別原価計算に係る製品・仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 総合原価計算に係る製品・仕掛品は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ. 原材料は主として先入先出法又は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ニ. 貯蔵品は最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法を採用しております。

ただし、2000年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- 1) 貸 倒 引 当 金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞 与 引 当 金…従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- 3) 製 品 補 償 引 当 金…製品補償に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績を基準にした見積額及び個別案件に対する見積額を計上しております。
- 4) 環 境 対 策 引 当 金…当社は、土壌汚染対策などの環境対策に伴う費用の支出に備えるため、今後発生が見込まれる金額を計上しております。
- 5) 役員株式給付引当金…役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- 6) 退 職 給 付 引 当 金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は発生年度で全額費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、エレクトロニクス事業においては電源機器を、メカトロニクス事業においてはシステム機器を、ケミトロニクス事業においては合成樹脂塗料を、コンポーネント事業においては精密機構部品を、その他事業においてはパワー半導体を製造及び販売しております。

これら各事業から生じる収益は、主に顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約において約束された対価から値引き・返品額等を控除した金額で算定しております。

また、各事業の製品の販売については、通常は製品の引渡時点において顧客へ当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合については、出荷時に収益を認識しております。

エレクトロニクス事業及びメカトロニクス事業における据付工事、試運転等の役務を伴う一部の製品の販売については、検収を受けた時点において顧客へ当該製品に対する支配が移転して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

有形固定資産及び無形固定資産の減損

1) 当事業年度計上額

・有形固定資産	9,260百万円
・無形固定資産	114百万円

2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1) の金額の算出方法は、「連結注記表（Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記(有形固定資産及び無形固定資産の減損)）」に記載した内容と同一であります。

Ⅲ. 会計上の見積りの変更に関する注記

環境対策引当金

「環境対策引当金」については、「連結注記表（Ⅲ. 会計上の見積りの変更に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅳ. 追加情報

株式給付信託（BBT）

「株式給付信託（BBT）」については、「連結注記表（Ⅳ. 追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅴ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

1) 担保に供している資産

建	物	274百万円
構	築	5百万円
機 械 及 び 装 置		43百万円
工 具、器 具 及 び 備 品		0百万円
土	地	263百万円
計		586百万円

2) 担保に係る債務

短	期	借	入	金	287百万円
長	期	借	入	金（1年内含む）	551百万円

ただし、上記有形固定資産に設定した担保は根抵当権であり、その極度額は工場財団560百万円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,232百万円
 (減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。)
3. 関係会社に対する金銭債権債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 1,490百万円 |
| 長期金銭債権 | 610百万円 |
| 短期金銭債務 | 510百万円 |

Ⅵ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,765百万円
仕入高	3,324百万円
営業取引以外の取引高	1,260百万円

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,056,323株	350,375株	一株	1,406,698株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加350,000株、単元未満株式の買取りによる増加375株であります。
2. 当事業年度末の株式数には、「株式給付信託 (BBT)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する当社株式15,400株が含まれております。

VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	564百万円
退職給付信託拠出額	313百万円
税務上の繰越欠損金	692百万円
減損損失	256百万円
賞与引当金	121百万円
前受収益	436百万円
棚卸資産評価損	395百万円
環境対策引当金	163百万円
その他	315百万円
繰延税金資産小計	3,260百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△692百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,532百万円
評価性引当額小計	△2,224百万円
繰延税金資産合計	1,035百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,639百万円
繰延税金負債合計	△1,639百万円
繰延税金負債の純額	△603百万円

IX. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注）	科目	期末残高（百万円）
子会社	北海道オリジン株式会社	（所有） 直接 100.0	当社製品の製造 役員の兼任	資金の貸付	—	長期貸付金	610

（注）北海道オリジン株式会社に対する資金の貸付の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

X. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

I. 重要な会計方針「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

XI. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 3,637円81銭
- 1株当たり当期純利益 89円01銭

（注）株式給付信託（BBT）にかかる信託口が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。